

日本バプテスト女性連合規約 改正新旧表

	旧	新
P.12 本文		
	この規約は、日本バプテスト女性連合が日本バプテスト連盟と友好的連帯関係を保つ団体として、自主的に活動し、宣教の進展に寄与し得るために定めるものである。	この規約は、日本バプテスト女性連合が日本バプテスト連盟に連なる教会、伝道所の信徒の自主的活動団体として共にイエス・キリストの福音に生きるために定めるものである。
第二章 組織と運営		
P.13 (構成)		
第5条	本連合は、その目的達成のために協力し合う教会および伝道所の女性会(またはそれに準ずるもの)をもって構成する。	本連合は、その目的達成のために協力し合う ① 教会および伝道所の女性会またはそれに準ずる会の女性 ② 教会および伝道所の女性会またはそれに準ずる会を持たない教会および伝道所の会員である女性を「正会員」として構成する。 なお、本連合に加盟・未加盟にかかわらず、本連合の活動に賛同する個人を「賛助会員」とする。
P.13 (加盟と脱退)		
第6条	本連合の目的達成に協力しようとする教会および伝道所の女性会(またはそれに準ずるもの)は本連合に加盟することができる。 2. 前項の教会および伝道所の女性会(またはそれに準ずるもの)で特別の事情のある場合には本連合より脱退することができる。 3. 前二項の場合は連合にその旨通知する。	本連合の目的達成に協力しようとする ① 教会および伝道所の女性会またはそれに準ずる会は、本連合に加盟することができる。 2. 特別の事情のある場合には本連合より脱退することができる。 3. 加盟・脱退の場合は連合にその旨を届け出る。

日本バプテスト女性連合規約 改正新旧表

	旧	新
第四章 総会		
P.15 (組織)		
第 15 条	<p>本連合は規約第3条の目的を遂行するために総会を開く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 総会は年次総会と臨時総会とする。</li> <li>● 総会は連合加盟の各女性会(またはそれに準ずるもの)より派遣された代議員をもって構成する。</li> <li>● 総会に派遣される代議員数は、各女性会(またはそれに準ずるもの)より2名とする。議長、副議長、役員候補者選考委員長は職責上代議員となる。したがって所属する女性会は、他に2名の代議員を出すことができる。役員、実行委員でも代議員になることができる。</li> <li>● 加盟女性会の陪席者は、総会の同意があれば発言できる。ただし議決権はない。</li> <li>● 未加盟教会・伝道所も陪席することができるが、発言することはできない。</li> <li>● 総会の議事の方法については別に細則を定める。</li> </ul>	<p>本連合は規約第3条の目的を遂行するために総会を開く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 総会は年次総会と臨時総会とする。</li> <li>● 総会は連合加盟の諸教会・伝道所より派遣された代議員をもって構成する。</li> <li>● 代議員は「正会員」であることとする。</li> <li>● 総会に派遣される代議員数は、第5条に基づく女性連合加盟の1教会・伝道所より2名までとする(対面総会の場合)。</li> <li>● 議長・副議長、役員候補者選考委員長は、職責上、代議員となる。</li> <li>● 議長・副議長のうち議事進行をつかさどっている者は、中立性の担保のため投票権は保留となる。可否同数の場合はその者(議事進行者)の裁決による〔総会議事細則第17条参照〕。</li> <li>● 役員、実行委員は、代議員になることができる。</li> <li>● 加盟教会・伝道所の陪席者は、議長の許可があれば発言できる。ただし議決権はない。</li> <li>● 未加盟教会・伝道所も陪席することができるが、発言できない。</li> <li>● 総会の議事の方法については別に細則を定める。</li> <li>● 総会は書面によって開くこともできる。この場合は、1教会より1票とする。</li> </ul>

日本バプテスト女性連合規約 改正新旧表

	旧	新
(招集)		
P.16 (総会成立の定足数)		
第 18 条	総会は、加盟女性会の半数以上の出席(委任を含む)がなければ、議事を開き、議決することはできない。	総会は、加盟教会・伝道所の半数以上の出席(委任を含む)がなければ、議事を開き議決することはできない。
第五章 財務		
P.17 (経費の支弁)		
第 21 条	本連合活動にかかわる諸費用は連合に加盟する女性会(またはそれに準ずるもの)よりの会費、特別献金、および『世の光』会計からの繰入金をもって支弁する。 2. 会費および『世の光』誌代は総会において定める。	本連合活動にかかわる諸費用は会費、特別献金、および『世の光』会計からの繰入金をもって支弁する。 2. 会費および『世の光』誌代は総会において定める。 3. 会費については別途、細則の会費納入規程に定める。
付則	本規約は 2015 年 4 月 1 日より施行する。	本規約は 2025 年 10 月 19 日より施行する。 今回、規約変更に伴い、細則・規程の文言の内「各女性会」「加盟女性会」については、規約に準じて読み替える。